

社会福祉法人 鳳友福社会

役員報酬並びに費用弁償に係る支給規程

社会福祉法人 鳳友福社会

役員等・選任解任委員の報酬並びに費用弁償に係る支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳳友福社会（以下「この法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等及び選任解任委員の報酬並びに費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(役員等及び選任・解任委員の報酬)

第3条 報酬は、次により支給される。

- ① 理事会への出席
- ② 監事が監査を行うとき
- ③ 評議員会への出席
- ④ 選任・解任委員会への出席
- ⑤ 前各号の他、理事長が必要と認めたとき
- ⑥ 報酬の額は別表1に定める額とする

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、評議員会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等、選任・解任委員への報酬は、理事会又は評議員会、選任・解任委員会への出席等法人・施設運営のための業務を行った都度、支給する。

(費用弁償)

第4条 費用弁償の支給対象は、次のとおりとする。

- ① 研修会、講習会への参加のための費用はこの法人旅費規程に基づいて、旅費を支給する

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項3号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

- ① 規程第 3 条⑥に定める役員の報酬は出席 1 回につき日当、交通費を含めて 5, 1 5 7 円とし総額については理事 2 5 0, 0 0 0 円、監事 1 0 0, 0 0 0 円とする。
- ② この法人の旅費規程は、施設保育園の旅費規程を適応する。

名 称	報酬額 (日額)	総 額
理 事・監 事	5, 1 5 7 円	3 5 0, 0 0 0 円
評 議 員	5, 1 5 7 円	1 5 0, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員	5, 1 5 7 円	